

- オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 ケ 2以上の意思表示をした入札
 コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
 (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと落札者とする。
 (5) 最低制限価格
 設定しない。
 (6) 契約書作成の要否
 要
 なお、契約締結の申出期限は、落札決定の日から7日以内とする。
 (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公團を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことと証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
 (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第892号

県営泗水久米地区土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成15年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成16年1月5日から
 平成16年2月2日まで
- 2 縦覧の場所 泗水町土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他区別の定めをする土地の明細書

登載依頼

熊本県環境審議会公告第2号

第24回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成15年12月26日

熊本県環境審議会
会長 篠原亮太

- 1 開催日時
 平成16年1月7日(水)
 午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
 熊本県熊本市水前寺公園28-51
 熊本テルサ 3階「たい樹」
- 3 会議内容
 - (1) 審議事項
 光害の防止に関する条例について
 - (2) 報告事項